

重要！～証明書申請時の御案内～

- ・本人又は同一世帯員が住民票の写し等の申請をする場合（請求先は住民登録のある市区町村）
同じ住所地番でも世帯が分けてある場合は、下記2又は3の（2）の取扱いとなります。
・本人、配偶者又は直系親族が戸籍全部・個人事項証明（謄抄本）等の申請をする場合
（請求先は本籍地の市区町村）
持ち物 **下記本人確認書類**
- 代理人が窓口で申請者（委任者）の住民票の写しや戸籍全部・個人事項証明等の申請をする場合
持ち物・申請者（委任者）がすべて記入し、自署又は記名押印した委任状
・代理人の本人確認書類
・申請者（委任者）本人の本人確認書類
法定代理人は戸籍全部事項証明（謄本）、その他の資格を証明する書類（登記事項証明書等）の原本が必要
- 第三者が住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明書等の申請をする場合
申請理由の根拠を示す資料をお持ちください。
正当な申請理由と判断される場合に限り証明書を交付します。
（1）法人による申請
持ち物・申請理由の正当性を示す根拠資料
・法人の代表者印等の押印のある申請書及び3か月以内に発行された法人登記事項証明書の原本
・窓口に来る法人の構成員の本人確認書類及び、社員証又は当該法人からの委任状
（2）個人による申請
持ち物・申請理由の正当性を示す根拠資料
・窓口に来る人の本人確認書類
- 印鑑登録証明書の申請をする場合
持ち物・申請者本人の印鑑登録証
・窓口に来る人の本人確認書類
申請者本人の住所・氏名・生年月日を申請書に正確にお書きいただいた場合にのみ証明書を交付します。

本人確認書類（すべて有効期限内のものに限る）は1点以上、は複数必要

1点で確認できるもの

- ・運転免許証 ・旅券 ・個人番号カード ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの） ・認定電気工事従事者認定証 ・耐空検査員の証
- ・在留カード ・特別永住者証明書 ・一時庇護許可書 ・仮滞在許可書
- ・戦傷病者手帳 ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・無線従事者免許証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書
- ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証
- ・国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書（本人の写真が貼付されたものに限る）

複数必要なもの（A + A）又は（A + B）の組合せによる

A	・国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ・医療受給者証 ・共済年金若しくは恩給の証書 ・写真無し住民基本台帳カード ・交付申請書上に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 等
B	・学生証 ・法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。） ・国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証又は資格証明書（に掲げる書類を除く。）